

入試年度	2026年度	入試時期	I期入学試験	実施日	2025年 9月10日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	民事法学専攻
入試方式	外国人留学生入学試験 (A区分)		試験科目	専門科目に関する論文： 民法(財産法)	

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

**【出題の意図】**

大学院において民法（財産法）に関する研究を行うにあたって、最低限必要となる知識の有無を確認するため、民法（財産法）に関する基本的な論点についての理解度を確認することを意図している。

**【解答例（採点時の観点）】**

小問1を選択した場合は、判例が素因が疾患にあたる場合には過失相殺の規定を類推適用して賠償額の減額を認めているのに対して、平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴については、これによる減額を否定していることをまず述べる必要がある。そのうえで、学説においては、領域原理などに基づいて素因減額に肯定的な見解と、被害者は過失に相応する非難に値しないとしてこれに否定的な見解とがあり、それぞれについてその理由もあわせて論じられているかどうかを評価した。

小問2を選択した場合は、不動産賃貸借におけるいわゆる信頼関係破壊の法理が、賃借権の無断譲渡・無断転貸を理由とする賃貸人による解除を制約する場面と、賃借人による債務不履行を制約する場面とで用いられていることを述べる必要がある。そのうえで、特に後者について、解除権の制約だけでなく、債務不履行がはなはだしい場合に無催告解除を認める機能を果たしていることが論じられているかどうかを評価した。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。

入試年度	2026年度	入試時期	I期入学試験	実施日	2025年 9月10日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	民事法学専攻
入試方式	外国人留学生入学試験 (A区分)		試験科目	専門科目に関する論文： 商法(総則・商行為・会社)	

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

**【出題の意図】**

本問の出題意図は、取締役の競業取引規制について、基本的な理解を問うている。まず、A社が取締役会設置会社である以上、Bが自己又は第三者のためにA社の事業の部類に属する取引を行うには取締役会の承認が必要であることを、会社法356条1項1号・365条1項から導けるかが基本である。次に、C社が若年層向け・オンライン専業であり、A社が中高年層向け・実店舗中心であるという差異があっても、いずれもTシャツの販売である以上「事業の部類に属する取引」に当たり得ることを論じられるかが重要である。さらに、承認を欠く競業取引の効果として、取引自体の効力ではなく、BのA社に対する損害賠償責任を中心に論じることが望ましい。

**【解答例（採点時の観点）】**

上述の出題意図に加えて、Bの負うべき損害額については、423条2項により、競業取引によって取締役又は第三者が得た利益額が会社の損害額と推定される指摘とともに、この推定は反証可能であるため、Bが実損はそれより小さいと立証すれば修正の余地があること、およびA社の収益が500万円以上低下している事実は、少なくとも損害発生と競業関係を基礎づける有力事情となるので、これも併せて評価するのが望ましい。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。

入試年度	2026年度	入試時期	I期入学試験	実施日	2025年 9月10日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	民事法学専攻
入試方式	外国人留学生入学試験 (A区分)		試験科目	専門科目に関する論文： 情報法	
「出題の意図」および「解答」または「解答例」					
<p><b>【出題の意図】</b></p> <p>問1はSNSや検索エンジンについて個人情報保護法違反を理由とする差止請求が可能かどうかについての理解を問うもの。</p> <p>問2はSNSと検索エンジンに対する人格権に基づく差止請求が成立する要件についての理解を問うもの。</p> <p><b>【解答例（採点時の観点）】</b></p> <p>問1</p> <p>SNSや検索エンジンがそもそも個人情報保護法上の個人情報取扱事業者該当するかどうか、該当するとして、個人情報の目的外利用、不適正利用、違法な第三者提供と言えるかどうか、そして個人情報保護法上の法定請求権の行使としての差止請求が人格権に基づく妨害排除・予防請求とは独立して認められるべきかどうかの考察を要する。</p> <p>差止請求が可能である場合でも、同法39条により請求の相手方に対しあらかじめ訴訟外で請求を行い2週間を経過した後でなければ訴えを提起することができないとする事前請求要件を補足する。</p> <p>問2</p> <p>「更生を妨げられない利益」に代替、包含する概念としての「忘れられる権利」さらには個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益について、SNSに対する最二判令和4年6月24日 民集76巻5号1170頁と検索エンジンに対する最決平成29・1・31 民集71巻1号63頁の両判例（とそれらの下級審の判示）を踏まえて、要件の相違点、特に比較衡量における「明らか」要件や「時の経過」の扱いに触れる。</p>					
合否判定の方法及び基準					
<p>入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。</p> <p>合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。</p>					

入試年度	2026年度	入試時期	I期入学試験	実施日	2025年 9月10日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	民事法学専攻
入試方式	外国人留学生入学試験 (A区分)	試験科目	専門科目に関する論文： 知的財産法		
「出題の意図」および「解答」または「解答例」					
<p><b>【出題の意図】</b></p> <p>小問(1)および小問(2)のいずれとも、知的財産法における重要な概念について、大学院博士前期課程での学習の前提となる、基本的な知識および議論状況の理解を有しているかを確認する趣旨の出題である。</p> <p><b>【解答例（採点時の観点）】</b></p> <p>小問(1)については、特許発明の技術的範囲の認定が特許権侵害の成否について問題となること、文言侵害に係るクレーム解釈、および、均等論についての理解が十分といえるかを中心に評価した。</p> <p>小問(2)については、公衆の概念が問題となる主要な場面（公表・発行該当性、公表権・氏名表示権、支分権に係る要件等）および各場面における公衆の解釈と主要な裁判例について基本的な理解をしているかを中心に評価した。</p>					
合否判定の方法及び基準					
<p>入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。</p> <p>合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。</p>					